

埼玉県高等学校等奨学金返還債務の履行猶予に関する基準

1 趣 旨

この基準は、埼玉県高等学校等奨学金貸与条例（平成14年埼玉県条例第41号。以下「条例」という。）第8条第3号の規定に基づく、その他やむを得ない事由による返還猶予の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

2 猶予対象として教育長が予め定める事由

条例第8条第3号に規定する返還債務の履行猶予について、次の（1）から（4）については猶予対象者に該当する者として予め教育長が定めるものとする。

- （1）求職活動を行っている者
- （2）就労しているが経済的な理由により返還が困難な者として、当年度分の道府県民税の所得割の額と市町村民税の所得割の額とを合算した額（以下「住民税の所得割額」という。）が127,000円未満である者
ただし、当年1月以降に初めて就職した者及び就業条件が変化し所得が減少した者の住民税の所得割額は、4に定める推算方法に基づき算出するものとする。
- （3）生活保護を受給している者
- （4）入学（受験）準備中の者

3 猶予申請に係る添付書類

2の事由による返還債務の履行猶予については、様式第13号の奨学金返還猶予（免除）申請書に次の書類を添付するものとする。

- （1）求職活動を行っている者
ハローワークカードの写し等、求職活動を行っていることを証明する書類
- （2）就労しているが経済的な理由により返還が困難な者
 - イ 当年1月以降に初めて就職した者及び就業条件が変化し所得が減少した者
 - ・直近の給与明細書（原則3か月分）の写し、給与支払者による証明書等、就労していること及び直近の収入を証明する書類
 - ・経済的状況に関する申出書（様式1）
 - ロ イ以外の者
 - ・健康保険証（国民健康保険を除く）の写し、雇用主が発行する就労証明等、就労していることを証明する書類
 - ・市町村長が発行する住民税の所得割額が記載された課税証明書の写し等、直近の住民税の所得割額を証明する書類
 - ・経済的状況に関する申出書（様式1）
- （3）生活保護を受給している者
生活保護受給証明書等、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による扶助費を受給していることを証明する書類
- （4）入学（受験）準備中の者

在籍校（予備校）の証明等、入学（受験）準備中であることを証明する書類

4 住民税の所得割額の推算方法

当年1月以降に初めて就職した者及び就業条件が変化し所得が減少した者の住民税の所得割額の推算方法は、次のとおりとする。

（1）年収額の推算

3（2）イにより提出された証明書類の収入額（収入額から非課税額を減じた額）を年収に換算する。換算にあたっては、原則として、3か月分の収入額から1か月の平均収入額を算出し、それを1.2倍した額を年収額として推算する。また、証明書類の収入額が時給記載のものについては、1日の勤務（予定）時間数及び1か月の勤務（予定）日数を乗じる。なお、1日の勤務（予定）時間数又は1か月の勤務（予定）日数が不明なときは、1日6時間、1か月22日として推算する。

（2）住民税の所得割額の推算

（1）において推算した年収額を所得税法の規定による給与所得額に換算する。そこから、人的控除額及び年収額の10%を社会保険料控除額として差し引いた金額を課税総所得金額として、その者の住民税の所得割額を推算し、当該世帯の住民税の所得割額を算出する。

5 猶予する期間

（1）猶予する期間は、1年間とする。ただし、2（2）の事由による猶予を除き、年度の途中で猶予したのものについては、当該年度末までとする。

（2）猶予の事由が次年度以降も継続している場合には、重ねて1年以内の期間で猶予を延長することができる。

（3）前号の規定に関わらず、2（1）及び（2）の事由による猶予期間は通算で最長5年を限度とする。ただし、平成29年6月末日以前に求職活動中により猶予を認定されたことがある者に係る2（1）及び（2）の事由による猶予期間は、平成29年7月1日以降に新たに猶予を認定された期間の初日を起算日として、通算で最長4年を限度とする。

また、2（4）の事由による猶予期間は通算で最長5年を限度とする。

（4）前号の猶予期間の通算にあたり、半年賦による返還の場合は、2回分の返還期の猶予を受けたときを猶予期間1年と換算し、年賦による返還の場合は、1回分の返還期の猶予を受けたときを猶予期間1年と換算する。

（5）猶予の事由が終了した場合は、事由が終了した月の翌月から起算して6か月経過後を基準日として返還するものとする。

附 則

この基準は、平成21年1月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年１２月１日から適用する。

附 則

この基準は、令和２年５月２１日から適用する。